

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十八年七月一日

## 目次

### 規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同) 一

### 訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する

(人事課) 二

## 規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則(平成七年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「藤野琢巳副知事」を「岸敬也副知事」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正す

